



発委第3号

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月9日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 山田けんたろう

説明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、長久手市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するために必要な事項を定めるため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長久手市議会議員（以下「議員」という。）が長久手市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における長久手市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなけ

ればならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付の請求は、別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とし、次の表に定める額とする。

区分	単位	金額
手数料	—	無料
複写機により複写したもの(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき	白黒 10円 カラー50円
光ディスク(CD-R記憶容量700メガバイト)に複写したもの	1枚につき	70円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年11月9日(木)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号から議案第50号まで並びに請願第1号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 発委第3号長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和5年度 市議会年間会期日程案

第1回臨時会・第2回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期23日間	
5月	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木	10:00 臨時会	
	12	金	予備日	
	13	土		
	14	日		
	15	月		
	16	火		
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月		
	23	火		
	24	水		
	25	木		
	26	金		
	27	土		
	28	日		
	29	月		
	30	火	10:00 正副二役打合せ	
	31	水	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	
	6月	1	木	
		2	金	
		3	土	
4		日		
5		月		
6		火	通告受付	
7		水	通告締切り	
8		木		
9		金		
10		土		
11		日		
12		月	10:00 議会運営委員会	
13		火		
14		水		
15		木	10:00 開会日	
16		金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
17		土		
18		日		
19		月	9:30 常任委員会	
20		火		
21		水	↓	
22		木	休会日	
23		金	9:30 常任委員会	
24		土		
25		日		
26		月	予備日	
27		火	9:30 一般質問	
28		水	9:30 一般質問	
29		木	9:30 一般質問	
30		金	予備日	
7月	1	土		
	2	日		
	3	月	9:30 予算決算委員会	
	4	火	予備日	
	5	水	10:00 議会運営委員会	
	6	木	休会日	
	7	金	10:00 閉会日	

第3回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期31日間	
9月	18	月		
	19	火		
	20	水	10:00 正副二役打合せ	
	21	木	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水	通告受付	
	28	木	通告締切り	
	29	金		
	30	土		
	10月	1	日	
		2	月	
		3	火	10:00 議会運営委員会
		4	水	
		5	木	
		6	金	
		7	土	
		8	日	
		9	月	
		10	火	10:00 開会日
		11	水	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
		12	木	休会日
		13	金	休会日
		14	土	
		15	日	
		16	月	9:30 常任委員会
		17	火	
18		水		
19		木	↓	
20		金	予備日	
21		土		
22		日		
23		月	予備日	
24		火	休会日	
25		水	休会日	
26		木	休会日	
27		金	9:30 一般質問	
28		土		
29		日		
30		月	9:30 一般質問	
31		火	9:30 一般質問	
11月	1	水	予備日	
	2	木	9:30 予算決算委員会	
	3	金		
	4	土		
	5	日		
	6	月	予備日	
	7	火	10:00 議会運営委員会	
	8	水	休会日	
	9	木	10:00 閉会日	
	10	金		

第4回定例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期22日間
11月	13	月	
	14	火	
	15	水	
	16	木	10:00 正副二役打合せ
	17	金	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	
	22	水	通告受付
	23	木	
	24	金	通告締切り
	25	土	
	26	日	
12月	27	月	
	28	火	10:00 議会運営委員会
	29	水	
	30	木	10:00 開会日
	1	金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
	2	土	
	3	日	
	4	月	9:30 常任委員会
	5	火	
	6	水	
	7	木	
	8	金	予備日
	9	土	
	10	日	
	11	月	9:30 一般質問
	12	火	9:30 一般質問
	13	水	9:30 一般質問
	14	木	予備日
15	金	9:30 予算決算委員会	
16	土		
17	日		
18	月	予備日	
19	火	10:00 議会運営委員会	
20	水	休会日	
21	木	10:00 閉会日	
22	金		

第1回定例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期30日間
2月	3	土	
	4	日	
	5	月	10:00 正副二役打合せ
	6	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	水	
	8	木	
	9	金	
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	通告受付
	14	水	通告締切り
	15	木	
	16	金	
	17	土	
	18	日	
	19	月	10:00 議会運営委員会
	20	火	
21	水	10:00 開会日	
22	木	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
23	金		
24	土		
25	日		
26	月	9:30 常任委員会	
27	火		
28	水		
29	木		
3月	1	金	予備日
	2	土	
	3	日	
	4	月	予備日
	5	火	9:30 一般質問
	6	水	休会日
	7	木	9:30 一般質問
	8	金	9:30 一般質問
	9	土	
	10	日	
	11	月	予備日
	12	火	休会日
	13	水	9:30 予算決算委員会
	14	木	予備日
15	金	10:00 議会運営委員会	
16	土		
17	日		
18	月	休会日	
19	火	休会日	
20	水		
21	木	10:00 閉会日	
22	金		

※定例会及び臨時会の会期日程については、あくまでも（案）です。各定例会（臨時会）の一つ前の定例会の2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

令和4年度 市議会年間日程案

第1回臨時会・第2回定例会会期日程(案)			
月	日付	曜日	会期26日間
5月	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	10:00 正副二役打合せ
	7	土	
	8	日	
	9	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	10:00 臨時会
	17	火	予備日
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	10:00 正副二役打合せ
	24	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
	31	火	通告受付
	6月	1	水
2		木	
3		金	
4		土	
5		日	
6		月	
7		火	10:00 議会運営委員会
8		水	
9		木	10:00 開会日
10		金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
11		土	
12		日	
13		月	9:30 常任委員会
14		火	
15		水	
16		木	
17		金	予備日
18		土	
19		日	
20		月	予備日
21		火	9:30 一般質問
22		水	9:30 一般質問
23		木	休会日
24		金	9:30 一般質問
25		土	
26		日	
27		月	予備日
28		火	9:30 予算決算委員会
29		水	予備日
30		木	10:00 議会運営委員会
7月	1	金	休会日
	2	土	
	3	日	
	4	月	10:00 閉会日

第3回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期31日間	
8月	15	月	10:00 正副二役打合せ	
	16	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月	通告受付	
	23	火	通告締切り	
	24	水		
	25	木	10:00 議会運営委員会	
	26	金		
	27	土		
	28	日		
	29	月	10:00 開会日	
	30	火	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
	31	水	休会日	
	9月	1	木	休会日
		2	金	休会日
		3	土	
		4	日	
		5	月	9:30 常任委員会
		6	火	
		7	水	
		8	木	
		9	金	予備日
		10	土	
		11	日	
		12	月	予備日
		13	火	休会日
		14	水	9:30 一般質問
15		木	9:30 一般質問	
16		金	9:30 一般質問	
17		土		
18		日		
19		月		
20		火	予備日	
21		水	9:30 予算決算委員会	
22		木	予備日	
23		金		
24		土		
25		日		
26		月	10:00 議会運営委員会	
27		火	休会日	
28		水	10:00 閉会日	
29		木		
30		金		

第4回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期26日間	
11月	7	月		
	8	火	9:00 正副二役打合せ	
	9	水	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	
	10	木		
	11	金		
	12	土		
	13	日		
	14	月		
	15	火	通告受付	
	16	水	通告締切り	
	17	木		
	18	金		
	19	土		
	20	日		
	21	月	10:00 議会運営委員会	
	22	火		
	23	水		
	24	木	10:00 開会日	
	25	金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
	26	土		
	27	日		
	28	月	休会日	
	29	火	9:30 常任委員会	
	30	水		
	12月	1	木	
		2	金	↓
		3	土	
		4	日	
		5	月	予備日
		6	火	予備日
7		水	9:30 一般質問	
8		木	9:30 一般質問	
9		金	9:30 一般質問	
10		土		
11		日		
12		月	予備日	
13		火	9:30 予算決算委員会	
14		水	予備日	
15		木	10:00 議会運営委員会	
16	金	休会日		
17	土			
18	日			
19	月	10:00 閉会日		
20	火			
21	水			
22	木			
23	金			

第1回定例会会期日程(案)			
月	日付	曜日	会期25日間
1月	30	月	
	31	火	
2月	1	水	
	2	木	10:00 正副二役打合せ
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	火	
	8	水	
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	通告受付
	14	火	通告締切り
	15	水	
	16	木	
	17	金	10:00 議会運営委員会
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	10:00 開会日
	22	水	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
	23	木	
	24	金	9:30 常任委員会
	25	土	
	26	日	
	27	月	9:30 常任委員会
	28	火	↓
3月	1	水	↓
	2	木	予備日
	3	金	予備日
	4	土	
	5	日	
	6	月	9:30 一般質問
	7	火	休会日
	8	水	9:30 一般質問
	9	木	9:30 一般質問
	10	金	予備日
11	土		
12	日		
13	月	9:30 予算決算委員会	
14	火	予備日	
15	水	10:00 議会運営委員会	
16	木	休会日	
17	金	10:00 閉会日	

※定例会及び臨時会の会期日程については、あくまでも(案)です。各定例会(臨時会)の一つ前の定例会の2回目の議会運営委員会で正式に決定します。